

平成 18 年 度 12 月 補 正 予 算 主 な 事 業 一 覧 表

担当課	会計名	事業名	ページ
税務	一般会計（歳入）	市税	P1
財政	〃	地方交付税（普通交付税）	P2
職員	一般会計（歳出）	総務管理費（事務賃金）、退職手当	P3
財政	〃	公債費（元金）	P4
税務	〃	賦課徴収費（住民税システム改修委託料）	P5
福祉	〃	地域生活支援事業	P6
福祉	〃	地域生活支援事業（資料）	P7
福祉	〃	障害者自立支援法利用者負担支援事業	P8
福祉	〃	障害者自立支援法利用者負担支援事業（資料）	P9
福祉	〃	身体障害者施設訓練等支援事業	P10
福祉	〃	身体障害者居宅生活支援事業	P11
福祉	〃	保育所運営事業	P12
福祉	〃	生活保護事業	P13
健康	〃	個別予防接種事業	P14
農林	〃	産地競争力強化対策事業	P15
商工	〃	金融対策	P16
商工	〃	金融対策（資料）	P17
管理	〃	県道改良事業地元負担金	P18
景観	〃	都市計画総務（都市計画マスタープラン作成業務委託料）	P19
景観	〃	地域住宅交付金事業	P20
学校	〃	同和教育推進事業（高等学校等進学奨励金）	P21
生涯	〃	地域交流センター建設基本設計業務	P22
国保	国民健康保険	保険給付費	P23
長寿	介護保険	介護給付等費	P24
長寿	〃	地域支援事業	P25
国保	老人保健	医療諸費	P26
駅	上井羽合線	道路整備事業	P27
下水	集落排水	中野地区（補助）	P28
下水	〃	中野地区（単独）	P29

一般会計（歳入）

12月補正

担当課	税務課
-----	-----

事業名	市税
-----	----

単位：千円

予算科目	金額		補正額の財源内訳				
	補正前	補正額	国庫	県	地方債	その他	一般財源
1款	5,939,973	-39,804					

事業の説明

事業の概要（手段、具体的なやり方、手順、開催時期、場所等） 対象（誰、何を対象にしているのか） 意図（対象をどう変えるのか、何を狙っているのか）
法人市民税調定額の減（大手企業の決算に伴う納付額が、当初見込額に対して大幅に減となったため。また、それに伴い予定申告納付額も大幅減が予想されるため。）

担当課	財政課
-----	-----

事業名	地方交付税(普通交付税)
-----	--------------

単位：千円

予算科目	金額		補正額の財源内訳				
	補正前	補正額	国庫	県	地方債	その他	一般財源
10.1.1	6,618,564	336,220					

事業の説明

<p>事業の概要（手段、具体的なやり方、手順、開催時期、場所等） 対象（誰、何を対象にしているのか） 意図（対象をどう変えるのか、何を狙っているのか）</p> <p>普通交付税とは、地方団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の行政水準を維持しようとする財源を保障する見地から、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方団体に対し交付されるものである。基準財政需要額及び基準財政収入額は、各地方公共団体の標準的な財政需要及び財政収入を一定の方法によって算定した額であり、基準財政需要額が基準財政収入額を超える額が、原則として普通交付税の額となる。普通交付税の総額は下記の法定5税の総額であり、その性格は国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば、国が地方に代わって徴収する地方税である。</p> <p>* 地方交付税率及び対象税目・・・所得税・酒税の32%、法人税の35.8%（平成19年度から34%）、消費税の29.5%、たばこ税の25% * 地方交付税の種類・・・普通交付税94%、特別交付税6% * 交付月4, 6, 9, 11月。</p> <p>最初の決定は遅くとも8月31日までになされるが、その後、国の補正予算等による増額その他特別の事由がある場合には額が変更される場合がある。（地方交付税法第10条）</p>
<p>積算根拠（金額）</p> <p>本市の平成18年度普通交付税当初決定額</p> <p>基準財政需要額（合併算定替）＝12,452,372千円(A) 基準財政収入額（合併算定替）＝5,467,125千円(B) 調整額＝30,463千円(C) 普通交付税決定額(A)-(B)-(C)＝6,954,784千円</p>

一般会計

12月補正

担当課	職員課
-----	-----

事業名	総務管理費（事務賃金）
-----	-------------

単位：千円

予算科目	金額		補正額の財源内訳				
	補正前	補正額	国庫	県	地方債	その他	一般財源
2.1.1	12,600	5,661					5,661

事業の説明

事業の概要（手段、具体的なやり方、手順、開催時期、場所等） 対象（誰、何を対象にしているのか） 意図（対象をどう変えるのか、何を狙っているのか）
額が変更になった主な理由 事務賃金・・臨時職員の増 病休代替 1人（12月） 産休・育休代替 6.5人（78月） 計12,600千円 → 病休代替 5人（30月） 産休・育休代替 10人（64月） その他（業務量増等）4人（37月） 計18,261千円

事業名	退職手当
-----	------

単位：千円

予算科目	金額		補正額の財源内訳				
	補正前	補正額	国庫	県	地方債	その他	一般財源
2.1.1	26,896	334,316					334,316

事業の説明

事業の概要（手段、具体的なやり方、手順、開催時期、場所等） 対象（誰、何を対象にしているのか） 意図（対象をどう変えるのか、何を狙っているのか）
額が変更になった主な理由 早期退職者の増 15人 334,316千円 （うち 勸奨13人 自己都合 2人）

担当課	財政課
-----	-----

事業名	公債費（元金）
-----	---------

単位：千円

予算科目	金額		補正額の財源内訳				
	補正前	補正額	国庫	県	地方債	その他	一般財源
12.1.1	3,364,442	-36,137			-36,682	-23,179	23,724

事業の説明

<p>事業の概要（手段、具体的なやり方、手順、開催時期、場所等）</p> <p>対象（誰、何を対象にしているのか）</p> <p>意図（対象をどう変えるのか、何を狙っているのか）</p>
<p>額が変更になった主な理由</p> <p>市行造林施業転換借換債の額の変更 本市は昭和48年度より市行造林事業に着手し、約200haの新植を行いその後下刈り・間伐・枝打等の保育業務を遂行してきた。しかし、現在の木材価格の大幅な低迷により、予定していたほどの経済価値が現状の森林にはないため、長期伐施業を積極的に導入し、経済的価値の高い森林の造成を進めていくこととした。その際、市行造林施業転換資金への借換を行うことができ、既往の利率3.5%がさらに低い利率に借換えることができる。当初予算編成時点では2%以下と想定していた利率が実際の借換時には2.65%となったため、それ以下の起債の借換を中止したため減額となった。</p>
<p>歳入積算根拠（特定財源）</p> <p>補助対象経費、補助率など</p>
<p>市行造林施業転換借換債 △36,682千円（290,082千円→253,400千円）</p> <p>公営住宅使用料 △23,179千円（84,172千円→60,993千円）</p> <p>*家賃対策補助金（国庫補助金）が一般財源化されたため、公債費に充当される額が少なくなった。</p>

一般会計

12月補正

担当課	税務課
-----	-----

事業名	賦課徴収費（住民税システム改修委託料）
-----	---------------------

単位：千円

予算科目	金額		補正額の財源内訳				
	補正前	補正額	国庫	県	地方債	その他	一般財源
2.2.2	0	4,410					4,410

事業の説明

事業の概要（手段、具体的なやり方、手順、開催時期、場所等） 対象（誰、何を対象にしているのか） 意図（対象をどう変えるのか、何を狙っているのか）
H18年度税制改正に伴うH19年度市県民税当初課税に係る住民税システムの改修の実施 （税源委譲に伴う負担調整措置、配当割・株式譲渡割の還付充当措置などに伴う税額計算、画面変更、帳票作成等のプログラム変更）

一般会計

12月補正

担当課	福祉課
-----	-----

事業名	地域生活支援事業
-----	----------

単位：千円

予算科目	金額		補正額の財源内訳				
	補正前	補正額	国庫	県	地方債	その他	一般財源
別紙							

事業の説明

<p>事業の概要（手段、具体的なやり方、手順、開催時期、場所等） 対象（誰、何を対象にしているのか） 意図（対象をどう変えるのか、何を狙っているのか）</p>
<p>障害者自立支援法第77条に規定された市町村が地域の実情に応じて実施する事業。（10月1日施行） 身体・知的・精神に障害のある方の、地域での自立と社会参加を促進する。 【実施事業】 ①相談支援事業 ②コミュニケーション支援事業 ③日常生活用具給付等事業 ④移動支援事業 ⑤福祉ホーム事業 ⑥訪問入浴サービス事業 ⑦日中一時支援事業 ⑧手話奉仕員養成事業 ⑨自動車運転免許取得・改造助成事業 ⑩精神障害者デイケア事業 ⑪交通費助成事業</p>
<p>歳入積算根拠（特定財源） 補助対象経費、補助率など</p>
<p>国1/2、県1/4、市1/4</p>

地域生活支援事業(別紙)

区 分	予算科目	現計予算	現計予算の財源内訳			補正後の額	補正後の額の財源内訳			補正額	補正額の財源内訳		
			国庫	県	一般財源		国庫	県	一般財源		国庫	県	一般財源
1 相談支援事業	3.1.1	15,480	0	5,214	10,266	15,480	0	5,214	10,266	0	0	0	0
2 コミュニケーション支援事業	3.1.4	4,285	2,142	1,071	1,072	4,385	2,192	1,096	1,097	100	50	25	25
3日常生活用具給付	3.1.4	4,960	2,480	1,240	1,240	7,657	3,827	1,913	1,917	2,697	1,347	673	677
4移動支援事業	3.1.1	0	0	0	0	625	312	156	157	625	312	156	157
	3.1.3	0	0	0	0	1,118	559	279	280	1,118	559	279	280
	3.1.4	1,875	937	468	470	1,296	648	324	324	-579	-289	-144	-146
	3.2.1	0	0	0	0	1,440	720	360	360	1,440	720	360	360
5福祉ホーム	3.1.1	0	0	0	0	207	103	51	53	207	103	51	53
6訪問入浴サービス事業	3.1.4	300	150	75	75	100	50	25	25	-200	-100	-50	-50
7日中一時支援事業	3.1.1	0	0	0	0	370	185	92	93	370	185	92	93
	3.1.3	0	0	0	0	2,677	1,338	669	670	2,677	1,338	669	670
	3.1.4	0	0	0	0	800	400	200	200	800	400	200	200
	3.2.1	0	0	0	0	725	362	181	182	725	362	181	182
8手話奉仕員養成	3.1.4	500	250	125	125	400	200	100	100	-100	-50	-25	-25
9自動車運転免許・改造助成	3.1.4	600	300	150	150	600	300	150	150	0	0	0	0
10精神デイケア	3.1.1	108	0	0	108	408	188	94	126	300	188	94	18
11交通費助成事業	3.1.1	0	0	0	0	210	105	52	53	210	105	52	53
合 計		28,108	6,259	8,343	13,506	38,498	11,489	10,956	16,053	10,390	5,230	2,613	2,547

担当課	福祉課
-----	-----

事業名	障害者自立支援法利用者負担支援事業
-----	-------------------

単位：千円

予算科目	金額		補正額の財源内訳				
	補正前	補正額	国庫	県	地方債	その他	一般財源
3.1.1	0	2,472					2,472

事業の説明

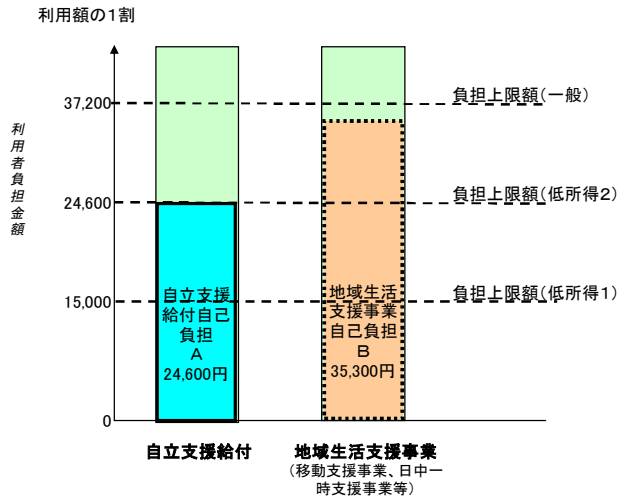
<p>事業の概要（手段、具体的なやり方、手順、開催時期、場所等） 対象（誰、何を対象にしているのか） 意図（対象をどう変えるのか、何を狙っているのか）</p>
<p>障害者自立支援法の施行により、障害者の利用者負担が増大し、必要なサービスを断念する方が出てきている。 法の目的とする地域での自立や在宅生活の継続を推進するため、在宅の低所得者の利用者負担の軽減を図る。 ①在宅の自立支援給付及び地域生活支援事業の利用者のうち、市民税均等割世帯、非課税世帯の在宅サービス及び通所サービスに係る利用者負担額の1/2を助成。 ②自立支援給付と地域生活支援事業に係る自己負担（①の助成後の額で計算）を合算して、自立支援給付の利用者負担上限額を超えた場合には、その超えた金額を利用者に償還払いする。 ③地域生活支援事業のみを利用している場合に、利用者負担上限額を超えた場合には、その超えた金額を償還払いする。</p>
<p>歳出積算根拠（金額）</p>
<p>利用者負担5割相当分 身体障害 1,162,238円 精神障害 67,585円 知的障害 969,960円 児童 271,870円 合計 2,471,698円（半年分）</p>

倉吉市の利用者負担支援の考え方

- ① 在宅の自立支援給付及び地域生活支援事業の利用者のうち、市民税均等割課税世帯・非課税世帯の在宅サービス及び通所サービスに係る利用者負担の1/2を助成。
- ② 自立支援給付と地域生活支援事業に係る自己負担(①の助成後の額で計算)を合算して、自立支援給付の利用者負担上限月額を超えた場合にはその超えた金額を利用者に償還払いする。
- ③ 地域生活支援事業を利用している場合に、利用者負担上限月額を超えた場合には、その超えた金額を償還払いする。

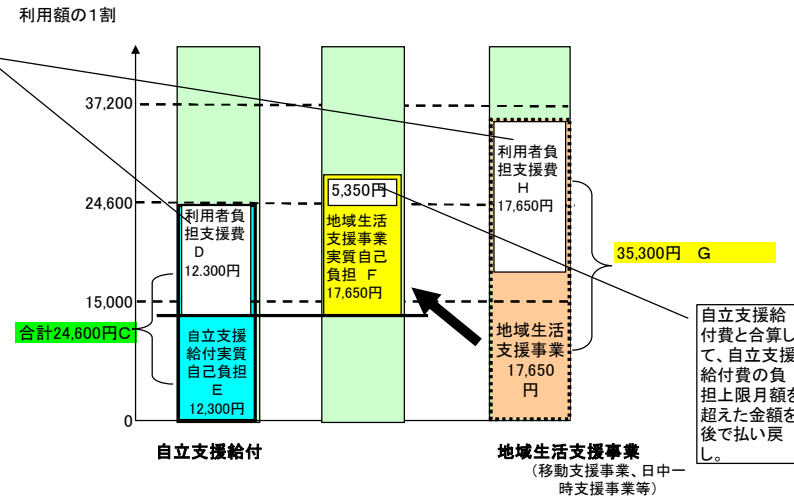
利用者負担支援なし(低所得2の場合)

※地域生活支援事業自己負担が35,300円とした場合



利用者負担支援あり(低所得2の場合)

※地域生活支援事業自己負担が35,300円とした場合



利用者負担は

① 自立支援給付のみ利用した場合

A 24,600円

② 自立支援給付と地域生活支援事業を利用した場合

A 24,600円+B 35,300円=利用者負担額59,900円

③ 地域生活支援事業のみ利用した場合

B 35,300円

利用者負担は

① 自立支援給付のみ利用した場合

C 24,600円-D 12,300円=利用者負担額12,300円

② 自立支援給付と地域生活支援事業を利用した場合

C 24,600円-D 12,300円=E 12,300円

G 35,300円-H 17,650円=F 17,650円

E 12,300円+F 17,650円- 自立支援給付負担上限超過額5,350円=利用者負担額24,600円

③ 地域生活支援事業のみ利用した場合

G 35,300円-H 17,650円 = 利用者負担額17,650円

参考 低所得1とは : 市町村民税非課税世帯で、サービスを利用する本人の収入が80万円以下の方 : 負担上限月額15,000円

低所得2とは : 市町村民税非課税世帯 : 負担上限月額24,600円

一般とは : 市町村民税課税世帯 : 負担上限月額37,200円

市民税均等割課税世帯とは : 1人世帯の場合には、所得が28万円以下の世帯、以下控除対象配偶者及び扶養親族の数により限度額は変動する。例: 本人1人と扶養1人の場合は、所得が72万8千円以下の世帯。本人1人と扶養2人の場合は、所得が100万8千円以下の世帯、等

※事業に該当する方は106名。

担当課	福祉課
-----	-----

事業名	身体障害者居宅生活支援事業
-----	---------------

単位：千円

予算科目	金額		補正額の財源内訳				
	補正前	補正額	国庫	県	地方債	その他	一般財源
3.1.4	85,366	-44,230	-22,115	-11,058			-11,057

事業の説明

事業の概要（手段、具体的なやり方、手順、開催時期、場所等） 対象（誰、何を対象にしているのか） 意図（対象をどう変えるのか、何を狙っているのか）
--

概要：在宅の身体障害者の在宅生活を支援する。 【新規事業】 ①日中一時支援事業 障害者の日中における活動支援の場を確保し、障害者の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的休息を目的とした事業 ②社会福祉法人減免助成費 社会福祉法人減免登録事業者が、所得や資産が一定以下の利用者に対して該当サービスを実施した場合に、利用者負担額を減額するための助成費を支給する事業。 対象：在宅の身体障害者 意図：在宅の身体障害のある方の生活支援を行い、社会参加と自立を支援する。

歳出積算根拠（金額） ①身体障害者短期入所支援費 決算見込0円－現計予算1,210,000円＝△1,210千円 ②身体障害者デイサービス支援費 決算見込10,750,447円－現計予算30,697,000円＝△19,946千円 ③日中一時支援事業 決算見込799,200円－現計予算0円＝800千円 ④身体障害者居宅介護支援費 決算見込29,080,167円－現計予算53,459,000円＝△24,378千円 ⑤社会福祉法人減免助成費 決算見込503,601円－現計予算0円＝504千円 合計 △44,230千円
--

歳入積算根拠（特定財源） 補助対象経費、補助率など ①国庫支出金 △22,115千円 短期入所給付費 決算見込0円－現計予算604,000円＝△604千円 居宅介護等給付費 決算見込14,791,000円－現計予算26,729,000円＝△11,938千円 デイサービス給付費 決算見込5,375,000円－現計予算15,348,000円＝△9,973千円 地域生活支援事業補助金 決算見込400,000円－現計予算0円＝400千円 ②県支出金 △11,058千円 短期入所給付費 決算見込0円－現計予算302,000円＝△302千円 居宅介護等給付費 決算見込7,395,000円－現計予算13,364,000円＝△5,969千円 デイサービス給付費 決算見込2,687,000円－現計予算7,674,000円＝△4,987千円 地域生活支援事業補助金 決算見込200,000円－現計予算0円＝200千円
--

担当課	福祉課
-----	-----

事業名	保育所運営事業
-----	---------

単位：千円

予算科目	金額		補正額の財源内訳				
	補正前	補正額	国庫	県	地方債	その他	一般財源
3.2.2	1,288,601	47,746	-37,633	-14,284		5,021	94,642

事業の説明

<p>事業の概要（手段、具体的なやり方、手順、開催時期、場所等） 対象（誰、何を対象にしているのか） 意図（対象をどう変えるのか、何を狙っているのか）</p>
<p>倉吉市は公立12園と私立13園の計25園の認可保育所があります、定員1,900人（公立805人、私立1,095人）に対して、本年10月1日現在1,851人（広域入所199人を含む。）の入所状況にあります。 本市は延長保育・乳児保育・障害児保育等、各種の特別保育事業に積極的に取り組んでおり、低年齢児の広域入所や中途入所が多く、今回の補正では年度中途の入所に対応する保育士（臨時保育士）を補充するための経費と私立保育所に対する運営費及び特別保育事業に係る委託料の増額を計上したものです。 また、公立保育所の施設については、昭和50年代に改築したものが多く、築後20年以上経過しており、年々修繕箇所が増加しております。そのため、本市では緊急性の高いものから年次的に改善を行うよう努めております。今回の補正では高城保育園の屋根にモニエル瓦が使用されており、モニエル瓦は数年おきに塗装を塗り替えなければ、防水効果がなくなり雨漏りの原因になることから、屋根の塗装工事費を計上したものです。</p>
<p>歳出積算根拠（金額）</p>
<p>主な補正内容 共済費（臨時保育士の健康保険料等）5,121千円 賃金（臨時保育士の事務賃金）16,620千円 需用費（保育所の消耗品及び燃料・賄材料費等）1,814千円 委託料（保育所運営費及び特別保育事業委託料）17,635千円 工事請負費（高城保育園屋根塗装工事等）5,108千円 備品購入費（保育所の運動遊具購入費）1,335千円</p>
<p>歳入積算根拠（特定財源） 補助対象経費、補助率など</p>
<p>国・県負担金の減額 交付申請額の87.8%で交付決定あり</p>

一般会計

12月補正

担当課	福祉課
-----	-----

事業名	生活保護事業
-----	--------

単位：千円

予算科目	金額		補正額の財源内訳				
	補正前	補正額	国庫	県	地方債	その他	一般財源
3.3.2	786,025	20,144	56				20,088

事業の説明

事業の概要（手段、具体的なやり方、手順、開催時期、場所等） 対象（誰、何を対象にしているのか） 意図（対象をどう変えるのか、何を狙っているのか）																			
概要：生活保護法に基づく保護の実施 対象：被保護世帯 意図：被保護世帯の援助・自立支援 生活保護世帯数・人数 当初予算策定時(H17.8末) 全体 361世帯 463人 今回(H18.8末) 全体 372世帯 483人																			
歳出積算根拠（金額）																			
扶助費	<table border="0"> <tr> <td>生活扶助</td> <td></td> <td>8,098千円</td> </tr> <tr> <td>住宅扶助</td> <td>△</td> <td>192千円</td> </tr> <tr> <td>医療扶助</td> <td></td> <td>2,928千円</td> </tr> <tr> <td>介護扶助</td> <td></td> <td>2,119千円</td> </tr> <tr> <td>その他扶助</td> <td></td> <td>6,899千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>19,852千円</td> </tr> </table>	生活扶助		8,098千円	住宅扶助	△	192千円	医療扶助		2,928千円	介護扶助		2,119千円	その他扶助		6,899千円	計		19,852千円
生活扶助		8,098千円																	
住宅扶助	△	192千円																	
医療扶助		2,928千円																	
介護扶助		2,119千円																	
その他扶助		6,899千円																	
計		19,852千円																	
歳入積算根拠（特定財源） 補助対象経費、補助率など																			
国庫補助金（セーフティネット支援対策等事業費補助金） 56千円 774千円－718千円＝56千円																			

担当課	健康支援課
-----	-------

事業名	個別予防接種事業
-----	----------

単位：千円

予算科目	金額		補正額の財源内訳				
	補正前	補正額	国庫	県	地方債	その他	一般財源
4.1.3	72,505	-12,672				1,500	-14,172

事業の説明

事業の概要（手段、具体的なやり方、手順、開催時期、場所等） 対象（誰、何を対象にしているのか） 意図（対象をどう変えるのか、何を狙っているのか）	
（概要）① 日本脳炎予防接種委託料については、平成17年5月30日付けで厚生労働省より、ワクチンの副反応が認められるため接種の勧奨を控えるよう指導があった。平成18年度は新しいワクチンができるということで予算化した。結果的に新しいワクチンができなかったため、引き続き接種勧奨を控えるよう広報しており今回の減額補正となった。② インフルエンザ予防接種委託料については、被接種者を1,000人増員し自己負担金も1,500,000円増額補正したが、今年度の委託料が3,500円から3,000円に変更になったため、結果的に減額補正となった。③ 麻しん・風しん混合予防接種委託料については、予防接種法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、平成18年4月1日から以前の麻しん、風しんそれぞれの単独ワクチン接種に代わり、麻しん・風しん混合ワクチンを2回接種することになったことに加え、平成18年6月2日から予防接種法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、麻しん、風しんそれぞれの単独ワクチンを接種した者も、5歳から7歳未満で小学校就学前の1年間については、麻しん・風しん混合ワクチンの2回目の接種対象になったため増額補正となった。	
歳出積算根拠（金額）	
風疹予防接種委託料	1,107千円－ 991千円＝ 116千円
麻疹予防接種委託料	196千円－ 1,176千円＝ △980千円
日本脳炎予防接種委託料	807千円－16,934千円＝△16,127千円
三種混合予防接種委託料	14,833千円－15,121千円＝ △288千円
二種混合予防接種委託料	2,789千円－ 2,854千円＝ △65千円
インフルエンザ予防接種委託料	27,000千円－28,000千円＝ △1,000千円
麻疹・風疹混合予防接種委託料	13,101千円－ 7,429千円＝ 5,672千円
歳入積算根拠（特定財源）	
補助対象経費、補助率など	
雑入（インフルエンザ自己負担金）	
13,425千円－11,925千円＝1,500千円	
1,500円×8,950人＝13,425千円	

担当課	農林課
-----	-----

事業名	産地競争力強化対策事業
-----	-------------

単位：千円

予算科目	金額		補正額の財源内訳				
	補正前	補正額	国庫	県	地方債	その他	一般財源
6.1.3	0	13,550		13,550			0

事業の説明

事業の概要（手段、具体的なやり方、手順、開催時期、場所等） 対象（誰、何を対象にしているのか） 意図（対象をどう変えるのか、何を狙っているのか）	
米政策改革により売れる米作りの推進が必要を増す中、低コスト化・省力化のみならず、減農薬・減化学肥料栽培等、安全・安心な水稻栽培を含め品質・食味が優れた米作りに取り組むとともに、集落営農組織を育成・確立することにより米の品質向上を図る。（事業主体：JA鳥取中央） （1）具体的な取り組み・効果 ① 集落営農の取り組み・・・受益地区（倉吉市・三朝町・湯梨浜町）の234集落のうち150集落で国の担い手要件を満たす集落営農組織を育成する ② 品質向上対策・・・米の品質分析を実施し、1）集落営農組織の確立により集落内での米の品質をそろえやすくするとともに、管理指導等によりJA管内全体の米の品質向上を図る、2）集落で統一的に有機物施用と深耕による土づくりを推進する。 （2）目標 米の品質向上に向けて、JA鳥取中央管内のほ場で生産された米の等級検査、食味値分析を実施し、水稻作付面積の80%以上を達成する。	
歳出積算根拠（金額）	
温湯消毒装置 3台 × 3,143,600円 = 9,430,800円 種籾計量設備 1台 × 2,200,000円 = 2,200,000円 種籾乾燥設備 5台 × 1,040,000円 = 5,200,000円 その他付帯設備 一式 4,980,000円 運搬費 665,000円 組立据付費 3,586,000円 諸経費 1,038,200円 計 27,100,000円 27,100千円（交付金対象事業費）×1/2=13,550千円	
歳入積算根拠（特定財源） 補助対象経費、補助率など	
県補助金（強い農業づくり交付金） 27,100千円 × 1/2 = 13,550千円	

担当課	商工観光課
-----	-------

事業名	金融対策（制度融資資金貸付金）
-----	-----------------

単位：千円

予算科目	金額		補正額の財源内訳				
	補正前	補正額	国庫	県	地方債	その他	一般財源
7.1.2	2,030,068	△ 331,691			△ 45,000	△ 286,547	△ 144

事業の説明

事業の概要（手段、具体的なやり方、手順、開催時期、場所等） 対象（誰、何を対象にしているのか） 意図（対象をどう変えるのか、何を狙っているのか）	
鳥取県及び金融機関との協調による融資制度のうち、小口融資資金、経営改善対策特別資金などの諸制度において融資実績が見込みより少なかったため、また、制度改革により融資メニューが減少したため、金融機関への預託金として予定していたものを減額した。	
預託実績 平成14年度 224件 平成15年度 230件 平成16年度 242件 平成17年度 194件 平成18年度	（決算） 1,699,202千円 1,787,693千円 1,862,406千円 1,675,438千円 （8月末） 120件 1,302,764千円 133件 1,636,815千円 141件 1,585,970千円 114件 1,458,033千円 114件 1,372,159千円
融資メニュー 平成17年度 15種類 平成18年度 9種類	
歳出積算根拠（金額）	
小口融資資金貸付金 経営改善対策特別資金貸付金 経営改善再借換資金貸付金 新規参入資金 新分野進出・雇用創出等促進資金貸付金 地域総合整備資金貸付金 その他	△45,613千円 △183,919千円 △32,715千円 102,079千円 △41,244千円 △45,000千円 △85,279千円
歳入積算根拠（特定財源） 補助対象経費、補助率など	
貸付金元利収入（その他） 地域総合整備資金貸付事業債（地方債）	△286,547千円 △45,000千円

倉吉市制度融資の新旧区分表

平成17年度(県協調13, 市単独2)		平成18年度(県協調7, 市単独2)
中小企業小口融資	→	中小企業小口融資
同和地区中小企業特別融資	→	同和地区中小企業特別融資
中小企業小口融資等特別資金	→	中小企業小口融資等特別資金
企業立地促進資金	→	企業立地促進資金
新規開業支援資金	}	新規参入資金
新分野進出・雇用創出等促進資金		
経営改善対策特別資金	}	経営改善対策特別資金
経営改善再借換資金		
建設業新分野進出支援特別資金		
中小企業等取引安定化対策資金	→	中小企業等取引安定化対策資金
中小企業設備資金	}	単県融資に変更(協調なし)
観光開発促進資金		
事業用資産購入促進資金	→	廃止
倉吉市短期融資資金	→	倉吉市短期融資資金
NPO等市民まちづくり団体活動支援融資	→	NPO等市民まちづくり団体活動支援融資

担当課	管理課
-----	-----

事業名	県道改良事業地元負担金
-----	-------------

単位：千円

予算科目	金額		補正額の財源内訳				
	補正前	補正額	国庫	県	地方債	その他	一般財源
8.2.3	20,100	6,300			5,700		600

事業の説明

事業の概要（手段、具体的なやり方、手順、開催時期、場所等） 対象（誰、何を対象にしているのか） 意図（対象をどう変えるのか、何を狙っているのか）			
（概要）平成18年度において倉吉市内の県道改良事業（県施行）費に係る地元負担金を、市町村負担率により支出するもので、県の施工計画の変更に伴い、負担金の増額補正を行うものです。			
県施工箇所 上井北条線、津原穴沢線（2箇所）、倉吉江府溝口線、倉吉福本線、倉吉東伯線			
	数	県施工事業費	負担金額
7/31現在	5路線	268,000千円	20,100千円
9/28現在	5路線（変更なし）	352,000千円	26,400千円
	差引増額	84,000千円	6,300千円
※変更路線・事業費（負担金額）：千円			
	上井北条線	143,000（10,725）	→ 90,000（6,750）
	津原穴沢線	35,000（2,625）	→ 165,000（12,375）
	倉吉江府溝口線	49,000（3,675）	→ 56,000（4,200）
（対象）県道、道路利用者 （意図）道路利用の利便性向上、安全の確保			
歳出積算根拠（金額）			
市町村負担率 事業費×7.5% 352,000,000円 × 7.5% = 26,400,000円			
歳入積算根拠（特定財源） 補助対象経費、補助率など			
臨時地方道整備事業債（特定分） 23,700千円－18,000千円＝5,700千円			
26,400千円 × 90% = 23,700千円			

担当課	景観まちづくり課
-----	----------

事業名	都市計画総務（都市計画マスタープラン作成業務委託料）
-----	----------------------------

単位：千円

予算科目	金額		補正額の財源内訳				
	補正前	補正額	国庫	県	地方債	その他	一般財源
8.4.1	21,000	-9,450	-9,450				0

事業の説明

事業の概要（手段、具体的なやり方、手順、開催時期、場所等） 対象（誰、何を対象にしているのか） 意図（対象をどう変えるのか、何を狙っているのか）
2ヵ年事業とした。 【事業概要】 まちづくり提言書、マスタープラン報告書の作成 手段：まちづくり会議（今年度3回）およびマスタープラン検討委員会等（今年度2回）の開催 対象：市民、市内全域 意図：『倉吉市第10次総合計画』との整合を図りつつ、無秩序な開発を抑制し、計画あるまちづくりを推進するため、市の都市構造に関する基礎分析し、住民意向を踏まえ、適正な市街地規模と都市構造・将来市街地像及び地域レベルでの20年後の将来あるべき姿やまちづくりの方針を定める。
歳出積算根拠（金額）
歳入積算根拠（特定財源） 補助対象経費、補助率など
国庫補助金（合併市町村補助金） 11,550千円－21,000千円＝△9,450千円 （補助率10/10）

担当課	景観まちづくり課
-----	----------

事業名	地域住宅交付金事業
-----	-----------

単位：千円

予算科目	金額		補正額の財源内訳				
	補正前	補正額	国庫	県	地方債	その他	一般財源
8.5.2	0	14,394	8,880				5,514

事業の説明

<p>事業の概要（手段、具体的なやり方、手順、開催時期、場所等） 対象（誰、何を対象にしているのか） 意図（対象をどう変えるのか、何を狙っているのか）</p>
<p>地域住宅交付金整備事業 平成17年度通常国会において、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等整備に関する特別措置法」が成立し倉吉市においても平成18年より事業着手をしたところである。5カ年の継続事業で平成18年度から22年度にかけて「地域計画」を策定し実施しているところであるが平成18年度は当初では火災報知器の設置のみを計画していた。少子高齢化の急速な進行や子育てしやすい住環境の整備、高齢者や障害者の地域居住の要請、まちづくりと一体となった良好な住環境整備の為、地域交流センターの施設整備を平成19年度に開始するにあたり今年度基本計画を策定するため補正をする必要が生じた。 対象：倉吉市民、上灘地区住民 意図：上灘中央公園の計画を見直し「上灘中央交流促進事業」として市営住宅を基幹事業に集会場、広場、児童公園（一部介護公園）、提案事業に地域交流センター、若者定住エリア、駐車場を合わせて整備し若者定住の為、住環境の整備を計る。</p>
<p>歳出積算根拠（金額）</p>
<p>上灘中央交流促進事業基本設計業務委託料 9,179千円 住宅用防災警報器設置委託料 4,815千円</p>
<p>歳入積算根拠（特定財源） 補助対象経費、補助率など</p>
<p>国庫補助金（地域住宅交付金）8,880千円 地域住宅交付金補助率 基幹事業 45% 提案事業 50%（基幹事業の2割まで） 5カ年の継続事業で平成18年度から22年度にかけて地域計画を策定し実施している。 これは5カ年でトータルの交付金であり単年度毎には交付金対象金額が交付金を超えない額を交付することができるが次年度以降総額を調整する。 県は県内の地域住宅交付金事業の実施状況を見ながら各市町村に配分するが、本年度は本市に対し補助率より高い金額を配分している。</p>

担当課	学校教育課
-----	-------

事業名	同和教育推進事業（高等学校等進学奨励金）
-----	----------------------

単位：千円

予算科目	金額		補正額の財源内訳				
	補正前	補正額	国庫	県	地方債	その他	一般財源
10.4.5	10,212	-3,987					-3,987

事業の説明

事業の概要（手段、具体的なやり方、手順、開催時期、場所等） 対象（誰、何を対象にしているのか） 意図（対象をどう変えるのか、何を狙っているのか）
〔額が変更になった主な理由〕 ・「財政健全化計画」に基づき事業内容を検討した結果、「平成18年度倉吉市同和対策高等学校等奨学金」の支給の対象となる要件を、同一世帯、同一生計にあるすべての者の前年度分の市町村民税所得割の課税標準額の合計額が250万円未満の者としたため。 ◎この支給要件の見直しのため、当初予算では、 奨学生72人〔高校：(公)37人(私)11人 大学・短大：12人 専修学校：12人〕 と予想していたが、支給要件の見直しにより、 奨学生47人〔高校：(公)31人(私)3人 大学・短大：8人 専修学校：5人〕 となった。 6,225千円－10,212千円＝△3,987千円

一般会計

12月補正

担当課	生涯学習課
-----	-------

事業名	地域交流センター建設基本設計業務
-----	------------------

単位：千円

予算科目	金額		補正額の財源内訳				
	補正前	補正額	国庫	県	地方債	その他	一般財源
10.4.4	0	1,541	693				848

事業の説明

<p>事業の概要（手段、具体的なやり方、手順、開催時期、場所等） 対象（誰、何を対象にしているのか） 意図（対象をどう変えるのか、何を狙っているのか）</p>
<p>（概要）上灘中央交流促進事業で19年度着工を予定している地域交流センター（860㎡）建設に伴う基本設計委託料について補正を行う。 （対象）主に上灘地区住民 （意図）生涯学習の場を提供し、各種学習を行なう拠点として活用する。</p>
<p>歳出積算根拠（金額）</p>
<p>地域交流センター（860㎡）設計費 1,540,350円</p>
<p>歳入積算根拠（特定財源） 補助対象経費、補助率など</p>
<p>国庫補助金（地域住宅交付金）693千円 1,541千円×補助率45%=693千円</p>

担当課	国民健康保険課
-----	---------

事業名	保険給付費
-----	-------

単位：千円

予算科目	金額		補正額の財源内訳				
	補正前	補正額	国庫	県	地方債	その他	一般財源
2.1.1	1,881,221	39,842	46,677	17,194		2,796	-26,825
2.1.2	905,887	84,055				-8,464	92,519
2.2.1	216,073	-16,968	395	391		4,803	-22,557
2.2.2	72,866	-18,651				-19,136	485

事業の説明

<p>事業の概要（手段、具体的なやり方、手順、開催時期、場所等） 対象（誰、何を対象にしているのか） 意図（対象をどう変えるのか、何を狙っているのか）</p>
<p>被保険者の療養給付費及び高額療養費の支給</p>
<p>歳出積算根拠（金額）</p> <p>前年度の医療費実績の1ヶ月平均と本年度現時点の医療費実績の1ヶ月平均の伸び率を算出し、前年度の医療費実績に乗じた額を、現時点での執行済額に加えたものを決算見込額とした。</p> <p>2.1.1一般被保険者療養給付費 $971,285,365円 + 946,464,898円 \times 1.0035 = 1,921,062,890円$</p> <p>2.1.2退職被保険者等療養給付費 $495,470,604円 + 481,611,680円 \times 1.0267 = 989,941,316円$</p> <p>2.2.1一般被保険者高額療養費 $101,353,502円 + 104,591,769円 \times 0.9346 = 199,104,969円$</p> <p>2.2.2退職被保険者等高額療養費 $28,222,007円 + 34,884,694円 \times 0.7451 = 54,214,592円$</p>
<p>歳入積算根拠（特定財源） 補助対象経費、補助率など</p> <p>一般被保険者分については、療養給付費の50%を国・県の交付金とした。 退職被保険者等分については、現時点での退職者医療給付費交付金決定額のうち老人分以外の交付金（757,076,588円）を、予算計上した給付額に応じて按分した。</p>

担当課	長寿社会課
-----	-------

事業名	介護給付等費
-----	--------

単位：千円

予算科目	金額		補正額の財源内訳				
	補正前	補正額	国庫	県	地方債	その他	一般財源
2款	3,645,576	△ 45,576	△ 84,690	69,686		△ 19,825	△ 10,747

事業の説明

<p>事業の概要（手段、具体的なやり方、手順、開催時期、場所等） 対象（誰、何を対象にしているのか） 意図（対象をどう変えるのか、何を狙っているのか）</p>
<p>額が変更となった主な理由等 本補正は、介護保険制度改正後半年間の実績に基づいた決算見込として要求するものである。 介護給付費については、事業計画において予防給付に振り分けていた旧制度における要支援認定者（経過的要介護者）が要介護認定者と見なされることから、これらの者に係る保険給付を介護サービス給付費として支出する必要があると、主には予防給付から介護給付への振替を中心として補正している。 なお、施設給付においては、本年2月に介護保険の療養病床が医療保険適用に転換したことにより施設入所者数が30人程度減少したこと等により減額幅が大きくなっている。</p>
<p>歳出積算根拠（金額）</p> <p>居宅介護サービス費 301,061千円 介護予防サービス費 △347,787千円 地域密着型介護サービス費 102,771千円 地域密着型介護予防サービス費 △12,416千円 施設介護サービス費 △176,321千円 介護予防福祉用具購入費 △2,012千円 居宅介護福祉用具購入費 △1,841千円 介護予防住宅改修費 △11,903千円 居宅介護住宅改修費 △1,752千円 介護予防サービス計画費 △77,450千円 居宅介護サービス計画費 74,473千円 審査支払手数料 △133千円 高額介護サービス費 24,556千円 特定入所者介護サービス費 83,178千円</p>
<p>歳入積算根拠（特定財源） 補助対象経費、補助率など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫負担金20%（施設給付は15%） ・財政調整交付金 7.93% ・県費負担金12.5%（施設給付は17.5%） ・2号保険料31% ・一般会計繰入金12.5%

担当課	長寿社会課
-----	-------

事業名	地域支援事業
-----	--------

単位：千円

予算科目	金額		補正額の財源内訳				
	補正前	補正額	国庫	県	地方債	その他	一般財源
4款	70,000	△ 6,884	△ 3,103	△ 1,553		△ 76	△ 2,152

事業の説明

<p>事業の概要（手段、具体的なやり方、手順、開催時期、場所等） 対象（誰、何を対象にしているのか） 意図（対象をどう変えるのか、何を狙っているのか）</p>
<p>額が変更となった主な理由等 介護保険制度改正による新規事業であり、これまでの実績に基づく決算見込みにより補正を行うもの。 減額の主な要因は特定高齢者の見込減によるもの。</p> <p>事業内容 ①介護予防事業 ア. 要支援・要介護になるおそれの高い者（特定高齢者）の決定 イ. 介護予防サービスの提供（特定高齢者施策） ウ. 全高齢者を対象とする介護予防事業（一般高齢者施策） ②包括的支援事業 ア. 介護予防ケアマネジメント イ. 総合相談支援事業 （地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整等） ウ. 権利擁護事業（虐待の防止、虐待の早期発見等） エ. 包括的継続的マネジメント事業 （支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり等） ③任意事業 介護給付等適正化事業、家族介護支援事業等</p>
<p>歳出積算根拠（金額）</p> <p>介護予防特定高齢者施策事業 △18,069千円 介護予防一般高齢者施策事業 9,345千円 介護予防ケアマネジメント事業 △8,500千円 総合相談事業 13,640千円 権利擁護事業 △8,000千円 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 4,700千円</p>
<p>歳入積算根拠（特定財源） 補助対象経費、補助率など</p> <p>・地域支援事業交付金：介護予防事業（国25%、県及び市12.5%、2号31%） ・地域支援事業交付金：包括・任意事業（国40.5%、県及び市20.25%）</p>

老人保健事業特別会計	12月補正
担当課	国民健康保険課

事業名	医療諸費
-----	------

単位：千円

予算科目	金額		補正額の財源内訳				
	補正前	補正額	国庫	県	地方債	その他	一般財源
1.1.1	5,883,660	191,960	62,360	15,591		114,009	
1.1.2	30,000	34,416	10,306	2,576		21,534	

事業の説明

<p>事業の概要（手段、具体的なやり方、手順、開催時期、場所等） 対象（誰、何を対象にしているのか） 意図（対象をどう変えるのか、何を狙っているのか）</p> <p>老人保健医療制度対象者の医療費及び高額医療費の支給</p>
<p>歳出積算根拠（金額）</p> <p>1.1.1医療給付費 本年度の8月診療分から2月診療分までの医療費の伸びを対前年度101%と見込み、前年度8月診療から2月診療実績 3,486,247,789円×1.01= 3,521,110,267円を本年度3月診療から7月実績 2,554,502,479円に加えた6,075,612,746円を基に決算見込額を6,075,620千円とした。</p> <p>1.1.2高額医療費 本年度の高額医療費を1月平均 5,500,000円と見込み、9月末執行済額に今後所要額を加え、31,415,023円+5,500,000円×6月= 64,415,023円を基に決算見込額を64,416千円とした。</p>
<p>歳入積算根拠（特定財源） 補助対象経費、補助率など</p> <p>医療諸費に要した額を基に、 国庫（3月診療から9月診療分 184/600、10月診療から2月診療分 4/12） 県（3月診療から9月診療分 46/600、10月診療から2月診療分 1/12） 支払基金（3月診療から9月診療分 54/100、10月診療から2月診療分 50/100） 一般会計（3月診療から9月診療分 46/600、10月診療から2月診療分 1/12） の負担率を乗じたものを特定財源とした。</p>

担当課	倉吉駅周辺整備事務所
-----	------------

事業名	道路整備事業
-----	--------

単位：千円

予算科目	金額		補正額の財源内訳				
	補正前	補正額	国庫	県	地方債	その他	一般財源
1.1.1	594,658	9,455			8,900	555	0

事業の説明

事業の概要（手段、具体的なやり方、手順、開催時期、場所等） 対象（誰、何を対象にしているのか） 意図（対象をどう変えるのか、何を狙っているのか）	
（概要）平成18年度上井羽合線沿道土地区画整理事業、工事費のうち宅地造成工事において、造成地の地盤改良、仮設道路の設置が必要となり、沢井手雨水幹線工事において軟弱地盤に対応した施工方法に変更する必要が生じたため、増額補正を行うものです。補償金において、再積算の結果、経年減額幅が予想以上に大きかったため減額補正を行うものです。	
歳出積算根拠（金額）	
（委託料） 測量業務委託料 3,500千円 → 3,234千円 △266千円 請差 移転補償積算業務 3,249千円 → 3,413千円 164千円 設計額増 （使用料及び賃借料） 2,676千円 → 2,035千円 △641千円 コピー使用量減 （工事請負費） 造成工事（3件） 59,900千円 → 77,000千円 17,100千円 地盤・仮設道路 雨水幹線付替工事（3件） 116,000千円→154,000千円 38,000千円 工法変更 道路舗装工事 30,000千円 → 5,812千円△24,188千円 施行減 （補償補填及び賠償金） 377,097千円 →356,383千円△20,714千円 積算減	
歳入積算根拠（特定財源）	
補助対象経費、補助率など	
合併特別債	
当初	594,658千円×95%=565,000千円
見込	604,113千円×95%=573,900千円
補正額	8,900千円

担当課	下水道課
-----	------

事業名	中野地区（補助）
-----	----------

単位：千円

予算科目	金額		補正額の財源内訳				
	補正前	補正額	国庫	県	地方債	その他	一般財源
1.1.1	128,270	-10,100		-5,050	-5,600	550	

事業の説明

<p>事業の概要（手段、具体的なやり方、手順、開催時期、場所等） 対象（誰、何を対象にしているのか） 意図（対象をどう変えるのか、何を狙っているのか）</p> <p>（概要） 中野地区において、平成15年度より生活環境改善と良好な農業用水を確保するため、農業集落排水事業を起工し、現在に至っております。 平成18年度においては、来年度供用開始を目標に処理場の建設に着手したところであります。 当該処理場に係る建設工事の請負実績及び水道管移転補償対象の減少により、今回減額補正を行うものであります。 （対象） 中野地区の事業加入者 （意図） 生活環境改善と良好な農業用水を確保</p>
<p>歳出積算根拠（金額）</p> <p>（主な補正事項）</p> <p>① 工事請負費：119,055千円→112,605千円（補正：△6,450千円） ② 移転補償費：3,500千円 →200千円（補正：△3,300千円） ③ 事務費等：5,715千円 →5,365千円（補正：△350千円） 合計 128,270千円→118,170千円（補正：△10,100千円）</p>
<p>歳入積算根拠（特定財源） 補助対象経費、補助率など</p> <p>① 県補助金 △5,050 事業費×50%=118,170,000円×50%=59,085,000円 59,085千円-64,135千円=△5,050千円</p> <p>② 地元分担金 575 事業費の7%=118,170,000円×7%=8,271,000円 8,271千円-7,696千円=575千円</p> <p>③ 下水道事業債（一般分） △5,600 (118,170,000円-59,085,000円-8,271,000円)×100%=50,800千円 50,800千円-56,400千円=△5,600千円</p>

担当課	下水道課
-----	------

事業名	中野地区（単独）
-----	----------

単位：千円

予算科目	金額		補正額の財源内訳				
	補正前	補正額	国庫	県	地方債	その他	一般財源
1.1.1	30,000	-7,000			-6,900	-100	

事業の説明

<p>事業の概要（手段、具体的なやり方、手順、開催時期、場所等） 対象（誰、何を対象にしているのか） 意図（対象をどう変えるのか、何を狙っているのか）</p> <p>（概要） 中野地区において、平成15年度より生活環境改善と良好な農業用水を確保するため、農業集落排水事業を起工し、現在に至っております。 平成18年度においては、来年度供用開始を目標に処理場の建設に着手したところであります。 当該事業に係る補助対象外の建設工事において、管路工事の請負実績、及び水道管移転対象の減少により、今回減額補正を行うものであります。</p> <p>（対象） 中野地区の事業加入者 （意図） 生活環境改善と良好な農業用水を確保</p>												
<p>歳出積算根拠（金額）</p> <p>（主な補正事項）</p> <table border="0"> <tr> <td>① 工事請負費</td> <td>： 24,600千円→21,120千円</td> <td>（補正：△3,480千円）</td> </tr> <tr> <td>② 移転補償費</td> <td>： 3,800千円 →500千円</td> <td>（補正：△3,300千円）</td> </tr> <tr> <td>③ 事務費等</td> <td>： 1,600千円 →1,380千円</td> <td>（補正：△ 220千円）</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>30,000千円→23,000千円</td> <td>（補正：△7,000千円）</td> </tr> </table>	① 工事請負費	： 24,600千円→21,120千円	（補正：△3,480千円）	② 移転補償費	： 3,800千円 →500千円	（補正：△3,300千円）	③ 事務費等	： 1,600千円 →1,380千円	（補正：△ 220千円）	合計	30,000千円→23,000千円	（補正：△7,000千円）
① 工事請負費	： 24,600千円→21,120千円	（補正：△3,480千円）										
② 移転補償費	： 3,800千円 →500千円	（補正：△3,300千円）										
③ 事務費等	： 1,600千円 →1,380千円	（補正：△ 220千円）										
合計	30,000千円→23,000千円	（補正：△7,000千円）										
<p>歳入積算根拠（特定財源） 補助対象経費、補助率など</p> <p>①地元分担金 △190 事業費の7% = 23,000,000円 × 7% = 1,610,000円 1,610千円 - 1,800千円 = △190千円 ③下水道事業債（一般分） △6,900 (23,000,000円 - 1,610,000円) × 100% = 21,300千円 21,300千円 - 28,200千円 = △6,900千円</p>												